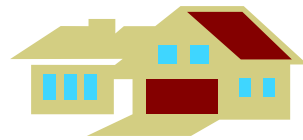


# 緊急対策

## 五泉市被災住宅等リフォーム事業補助金

五泉市では、地震により破損した住宅等の修繕を行う市民の負担軽減のための支援を行います。



### 申込期間

令和6年1月26日(金)～ 令和6年3月29日(金)

### 補助対象者

五泉市に住民登録を行っており、同居する家族全員が市税を滞納していないこと

※企業・法人等は対象外です。

### 補助対象要件

令和6年1月1日の地震発生により破損した住家及び非住家を修繕する工事

※すでに発注している工事も対象となります。

※非住家とは…空き家、併用住宅の店舗等の部分、別棟の車庫、倉庫、農舎等

### 施工業者の条件

市内に本店を有する法人または個人事業者

※すでに発注している場合は市外業者も可

### 補助額

地震により破損した住家及び非住家を修繕する工事に要する費用(税込み)の1/2(千円未満切り捨て)で、限度額は以下の通りです。

〈住家〉20万円

〈非住家〉10万円

※住家、非住家を合わせて修繕する場合は、一世帯当たり20万円が限度額となります。

※補助金の申請は1回限り

### 工事期間

令和6年1月1日(月・祝)～ 令和6年5月31日(金)

※工事が期間内に終わらない場合は、ご相談ください。

### 申請方法

申請書に必要な書類を添付して、商工観光課に提出してください。

〈必要書類〉

	【住 家】		【非住家】
①	申請書	①	申請書
②	見積書の写し	②	見積書の写し
③	修繕箇所がわかる図面(手書き可)	③	修繕箇所がわかる図面(手書き可)
④	罹災証明書の写し	④	修繕前の写真

※罹災証明書は五泉市税務課資産税係で発行されたもの

### 注意事項

国や県の被災住宅応急修理救助制度の支援を受ける工事と同じ箇所の場合のみ、対象工事から支援額を除いた金額での計算となります。

### 問い合わせ先

商工観光課 商工係

〒959-1692 五泉市太田1094-1  
電話:0250-43-3911 (内線279)